

## 北九州市送迎保育ステーション試行事業に関する検討懇話会 開催要綱

### (目的)

第1条 北九州市送迎保育ステーション試行事業（以下、「事業」という。）について、安全かつ安心な事業の実施や、保護者の負担軽減を図る等の観点で、専門的見地から、事業内容の検討及び効果検証を実施することを目的とする。

### (構成員)

第2条 北九州市送迎保育ステーション試行事業に関する検討懇話会（以下、「検討懇話会」という。）の構成員は、学識経験のある者等その他市長が適当と認める者のうちから、市長が選任する。

2 構成員の任期は、選任の日から、令和8年3月31日までとする。

3 構成員が欠けた場合は補欠構成員を置くことができる。ただし、補欠構成員の任期は、前任者の在任期間とする。

### (検討事項)

第3条 検討懇話会は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 児童の送迎方法等に係る安全性や保育環境の確保に関すること
- (2) 保護者の負担軽減に関すること
- (3) 事業効果に関すること
- (4) その他、事業の実施に際して必要な事項に関すること

### (構成員の責務)

第4条 構成員は第3条に掲げられた事項について検討し、意見を表明すること。

2 検討の過程において知り得た情報を公表してはならない。

3 前項の責務は、その職を退いた後も同様とする。

### (検討懇話会)

第5条 検討懇話会は、必要に応じて事務局が招集する。

### (事務局)

第6条 検討懇話会に関する事務は、子ども家庭局子ども家庭部こども施設企画課において処理する。

### (会議の公開等)

第7条 検討懇話会は、原則公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、検討懇話会の構成員との協議により公開しないことができる。

- (1) 法令等に特別の定めがある場合
- (2) 不開示情報（北九州市情報公開条例第7条）に該当する事項を協議する場合
- (3) 円滑な会議運営が損なわれるおそれがある場合
- (4) その他非公開とすることに相当する理由がある場合

(会議録等の作成)

第8条 公開の会議については、その会議録を作成する。会議録には次の事項を記載するものとする。

- (1) 会議名
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 出席者氏名
- (5) 会議概要
- (6) 会議経過（発言の内容）
- (7) その他必要な事項
- (8) 問い合わせ先

2 非公開の会議については、前項に準じてその会議要旨を作成する。ただし、会議要旨には非公開の理由を記載するものとする。なお、前項第4号の出席者氏名については、出席した者の人数、前項第6号の会議経過については、発言の概要にかえることができるものとする。

(会議録等の公開)

第9条 前条において作成の会議録等については、北九州市ホームページへ掲載するものとする。

(その他)

第10条 この要項に定めるもののほか、検討懇話会の運営に関し必要な事項は、子ども家庭局長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、令和6年7月26日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。